

愛知県立刈谷高等学校 人工芝整備委員会 会則

(名称)

第1条 本会を、愛知県立刈谷高等学校人工芝整備委員会と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地を、愛知県刈谷市寿町5丁目101番地 愛知県立刈谷高等学校内に置く。

(目的)

第3条 本会の目的は、愛知県立刈谷高等学校の運動場に人工芝及び関連施設を整備し、以て教育活動の振興を図ることにある。

(事業)

第4条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 運動場の人工芝化。
- (2) 暗渠、排水設備等関連施設の整備。
- (3) その他目的達成に必要な事業。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。委員長は同窓会会長が就き、他の役員は委員長が指名する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 会計監査 若干名
- (5) 事務局長 1名

(役員職務)

第6条 (1) 委員長は、本会を代表し、会務を統括する。
(2) 副委員長は、委員長を補佐して会務を掌理し、委員長の定めた順序により、委員長に事故あるときは、その会務を代行する。
(3) 会計は、本会の会計を担当する。
(4) 会計監査は、本会の業務執行及び財産状況を監査する。
(5) 事務局長は、本会の事務を担当する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議開催及び招集)

第8条 委員長は、必要に応じて本会を招集する。

(会議定足数)

第9条 会議は、構成員の過半数がなければ開催することができない。

(会議議長)

第10条 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

(会議議決)

第11条 会議の議決は、出席した構成員の過半数を以て決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第12条 本会の必要経費は、積立金、同窓会からの補助、寄付金を以て充てる。

(期間)

第13条 本会則の施行は、本会結成のときに始まり、本会解散のときに終わる。

(細則並びに規定等)

第14条 本会則の施行についての細則並びに規定等は、役員会の議決を経て委員長がこれを定める。

付則 本会則は、令和2年10月1日より施行する。また同日を設立日とする。